

第10回庄原市行政経営改革審議会 会議録（摘録）

1. 開催日時 平成26年2月7日（金）
開 会：14時00分
閉 会：16時10分
2. 開催場所 庄原市役所 5階 第2委員会室
3. 出席委員 野原建一 委員（会長） ・ 山内文雄 委員（副会長）
荒木和美 委員 ・ 光永義則 委員 ・ 栗部秀道 委員
佐藤浩子 委員 ・ 小田恵子 委員 ・ 今村舞由美 委員
齊森大助 委員
4. 欠席委員 八谷るりこ 委員 ・ 正木みどり 委員
5. 出席職員 企画課長 兼森 博夫
企画課政策推進係長 中田 博章
企画課政策推進係 横山 敬之
企画課政策推進係 出口 聡
6. 傍聴者 2名
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第10回庄原市行政経営改革審議会次第

平成26年2月7日(金)
庄原市役所 5階第2委員会室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事

●「第2期庄原市行政経営改革大綱」の策定について

(1) 答申(案)の最終確認について

4. その他

5. 閉 会

会 議 経 過

1. 開 会

2. 会長あいさつ

第10回行政経営改革審議会となります。答申書の最終案の審議となるので、皆さんの積極的なご意見をいただきたい。答申書案については、事前に内容を確認しているが、よりよい答申となるよう議論をお願いしたい。

3. 議事

(1) 答申(案)の最終確認について

答申書表紙について

委員：普通交付税の合併算定替えの課題について、今回の行政経営改革大綱策定の要員のひとつであると考えており、この課題を強調していることは評価できる。修正案について「強いリーダーシップ」とした意義は、前期の大綱と比較し第2期の答申では、具体的な数値目標を掲げた項目が少なく、是非、市長のリーダーシップの下、行政内部において数値目標を定め取り組みを進めていただきたい。また、まちづくり基本条例の趣旨に則りとの表現が出てくるが、5つの基本原則は手段であり、条例の趣旨は前文にあるとおり「市民主役のまちづくり」であり、団体自治から住民自治への移行と理解している。

1. 行政評価の推進

委員：市民モニターの意見が重要であると感じている。インターネットを利用した手法だけでなく、市役所本庁・支所や自治振興センターで書面による意見聴取を行っていただきたい。

委員：「優先度」を加えた理由は、必要度等の項目があるが行政の事業に不要なものではなく、見直す場合の指針は、予算枠を考慮し優先度を判断する必要がある。

事務局：優先度の具体的な評価方法は、福祉等の民生分野の事業と産業分野の事業を一緒には比較できないので、ある程度分類を行い同一の施策の中での優先順位を付ける手法としたい。

委員：事業ごとの優先順位ではなく、市民感覚で事業の優先度がどのくらいかを判断する手法としたい。たとえば、チャイルドシート購入助成事業でいえば、少子化対策としては必要かもしれないが交通安全対策からの視点としては優先度は低いということになるのではないかと。基準として難しいが視点として入れるべき。

委員：プラモニの意見が重要であるが、現在の登録者数は。

事務局：53件である。

委員：もっと回答できる人を増やすことが重要であり、ペーパーによる意見提出を検討し幅広い意見を聴取できるよう工夫してほしい。

2. 行政組織の再編整備

委員：修正意見の提出は行っていないが、災害対応として市民への自主防災組織設立支援等の記述

を追加することは適当ではないか。

事務局：本項目は、「行政組織の再編整備」であるので、この項目への掲載は適当ではないと思う。答申案では、支所職員が自分の所管地域では災害が発生する恐れがない場合に他の支所管内で災害が発生した場合の円滑な応援体制について掲載している。

3. 職員数の適正化

委員：確認をしたいが西城市民病院技術職を除く目標数516人に対応する現在の職員数は何人か。

事務局：平成25年4月1日現在で555人である。

会長：広島市では職員数を増やすという報道があった。現在の情勢に逆行するのではないかと個人的には感じた。

4. 人材育成の推進

委員：意見として、人材育成基本方針は定められて取り組んでいるが、課題があり今までの取り組みとどこが違うのか、メリハリのある記述が見受けられない。

委員：「協働の精神」とよく言うが、「市民との対話」ではなく「協働の精神」の方がいいのではないか。

事務局：「協働」の前段が「対話」であると思う。ここで具体的な取組内容を示すのではなく、この答申内容から職員が自ら何を実行すればよいか、考えなくてはいけない。

委員：市長の強いリーダーシップにより、職員に徹底していただきたい。

委員：意見として、人材育成基本方針に庄原市が目指す職員像が記載されている。素晴らしい内容であり職員がこの精神を常に携帯し、内部事務連絡文書の裏が白紙であれば裏面に掲載するなど徹底して周知することが教育であると思う。

委員：職員が市の現状を知ることが大切であり、研修を行うべきである。

委員：自己申告研修の活用が掲載されているが、自分の職場で役に立つ資格の取得を支援し、スキルアップを図れるよう具体的な掲載をしてはどうか。

事務局：自己申告研修は、現状で制度化されており、年間10数件の活用があるが当初見込んでいた件数より少なく「積極的な活用」を掲載している。

会長：自己申告研修は、資格を取得する研修と資格とは関係のない研修と分けているのか。

事務局：職務に必須の資格取得であれば、公務出張対応となる。

委員：若い職員が、例えば中心市街地の活性化等のテーマで話し合い、最終的には市長へ施策提案、評価を行うような自己啓発研修を掲載すべきである。

委員：「職員が地域に出向き、市民と対話し」の表現は、上から目線であり、「地域に入って」等の表現がいいのではないか。新規採用職員は支所に配置し、地域住民と一緒に汗をかき、声を聞くことが大切ではないか。

5. 人事評価制度の導入

意見なし

6. 職員給与の適正化

意見なし

7. 財政の健全化 (1) 総括的事項

委員：情報提供について、「わかりやすく公表し、理解を求めること。」の部分に「意見を聞く」という内容を加えてほしい。適切な情報をわかりやすく公表することは非常に重要であると思う。

委員：現状の財政指標が低位であるというだけではなく、低位となった要因分析や将来予測を検証し、これらを含めた状況を再認識する必要があると思う。

委員：本当は、本項目には目標数値を掲載するべきと思っているが、事情があり難しいと思うので是非、行政内部で検討し目標数値を定め取り組みを行ってほしい。

7. 財政の健全化 (2) 歳入の確保

委員：あらゆる収入確保策を図る旨の総論的な記載を加えてほしい。また、総括意見の税外収入と料金設定の部分の記載がまちあわないのではないか。

事務局：文言を検討し、整理を行う。

7. 財政の健全化 (3) 補助金・負担金の見直し

委員：積極的な補助事業の見直しが必要であり、例えば今年度、行政評価の対象となった事業の中でチャイルドシートの補助事業は、当初交通安全の観点から実施したが、普及した後も補助事業は継続しており、住宅用太陽光発電の補助事業も当初、国庫補助制度があったが国庫補助終了後も市の単独事業として継続しているが、本事業は、一自治体を実施する事業ではないと考える。答申(案)のうち削除を提案した項目は、既存事業を守る内容の記載項目であり、行政経営改革の視点からは必要ないと考える。

委員：合併前の補助基準が統一されず、見直されていない補助事業があると思うので掲載してほしい。

委員：先ほどの意見に同調する。前期大綱では「合併協議で「当面、現行のとおり」とし、基準・金額の統一が図られていないものは、遅くとも平成20年4月から統一する。」との明確な掲載があり、達成されていないものがあるのではないか。

事務局：現在でも統一されていないのは、「学校の遠距離通学補助事業」のみであり、本事業については、「生活交通施策の見直し」の項目に見直しについての取り組みを掲載している。

8-(1) 公有財産の最適管理 (ファシリティマネジメント) 総括的事項

意見なし

8-(2) 公有財産の最適管理 (ファシリティマネジメント) 指定管理施設の最適運営

意見なし

9. 生活交通施策の見直し

委員：修正案について、総括意見の記載のとおり補助金額が増加し、一方では、利用低迷により減便の悪循環が続いている。これまでの対策は、見直し基準に達した路線の減便や市民タクシー等への切り替えと利用者減少分の補助金増加対策のみである。市役所の一部門である市民生活課だけでなく、全市を挙げた「まちづくり全般」にかかる対応が必要であり、生活交通を守る対策の理念的な事項を記載した。

委員：「地域のニーズを的確に把握し」との記述があるが、市中心部で開催される会議では、地域の実情は把握できないのではいか。各地域で検討し、対応策を提案できる仕組みづくりが必要ではないか。

事務局：口和・高野・比和・総領地域では、研究会を作られて協議され交通会議に諮られている。これは、市民タクシーの検討を発端に設置されたもので、事業者数など地域で事情が異なり行政が働きかけていくかという問題もあり、事例を紹介する程度は可能と思う。

委員：確かに研究会の提案は、交通会議に諮られているがルートの変更等の提案に留まり、根本的な解決策の提案はない状況であり、まちづくり全般の中で生活交通をどうするか地域では決められない状況にあり、限界である。交通だけでなく定住などを含め、高所大所から検討する必要がある、地域だけで検討しても課題は見えるが解決策は見出せない状況である。

会長：生活交通は、経営的な観点だけではなく福祉的な視点も持ち、その両面から検討する必要がある地域での検討も必要と考える。

委員：財政的な数値が本項目のみ掲載されており、他の項目で掲載されていないのはいかなものか。

事務局：生活交通の計画で平成27年度には補助金を2億円とする金額目標の設定があり、あえて金額を掲載している。

委員：バス路線の再編により生活交通の補助金が減少しても、他方で介護保険事業でヘルパーの利用が増え、結果として市全体では負担が増える可能性もあり、まちづくり全般の中で検討する必要がある。また、市街地であるから充足している状況ではなく、買い物等に不便を感じている方もいる。

委員：テレビで放映していたが、志のある方が交通過疎地で個人タクシーを興し活躍されている事例があった。これだけの金額を補助するのであれば、地域で実施される方にタクシーを購入提供し、事業者も儲けていただき地域の利便性向上に寄与してもらう手法もあるのではないか。これまでと同様の手法では限界があると思う。

10. 事務処理の簡素化・効率化

委員：例えば、所管課が異なり自治振興区活動の一環に補助金が交付されているものがあるが、自治振興区振興交付金に包括した方が申請者も行政も効率化が図れる補助金がある。

11-(1) 「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進 まちづくり基本条例の実践

委員：「市は、まちづくり活動団体の相互ネットワーク化(交流・連携)を支援すること。」は非常に重要であり、是非、取り組んでほしい。

11-(2)「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進 適切な情報提供
意見なし

11-(3)「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進 市民の参画機会の拡大
意見なし

11-(4)「まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりの推進 協働の推進

委員：振興交付金は、市の補助金の中で金額も多額であり、非常に大きなテーマである。庄原市にとって自治振興区がどういった役割を果たすのか、交付金の交付方法のあり方はどうあるべきか、常に課題意識を持って検証する必要がある。答申(案)では、「交付金の算定について」とあるが再配分ではなく、行政の支援の仕方としてどうあるべきか、現在の交付総額が適当であるのかも命題として検討するため、「今後の交付金のあり方については、まちづくり基本条例の理念に沿って、常に見直しを行うとともに、その算定のあり方についても」という表現を加えてほしい。また、地域マネージャーや地域おこし協力隊など新しい支援ができてきている中で、長期的な視点で庄原市のまちづくりがどうあるべきか、その費用はどこがどれだけ負担するのか議論する必要がある、現在の交付総額は既得権として変えないことを前提に検討するのではいかがかと思う。

委員：私は、この審議会に参加し、はじめて市の現状を認識した。市民が財政状況を含め市の置かれている実情を認識することが出発である。バスの問題についても、自分たちの路線は維持したいが、市の財政状況は危機的な状況であることを考えられるよう、啓発を行うことが必要である。

委員：たとえ財政が裕福であっても、住民自治を行うのは誰の責任かという原点に戻る必要がある。当然に自治振興センターの委託料等は、行政が負担するべきであるが、市民主役のまちづくりは費用を含めて市民の責任である。

委員：まちづくり基本条例が施行され2年が経過するが、庄原市はどう変わったのか。何も変わっていないのではないか。それは、行政の責任もあるが市民にも責任があり、その一員は、情報が来ないので危機意識もなく、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という言葉だけが独り歩きしている。行政は補助金行政を続けており、お金でまちをつくっており、見直しが必要である。まちづくりは、お金ではなく人である。自治振興区から行政の下請けのような仕事ばかりであるとの話を聞くと、お金がでているから下請けなのであり、自治振興区とは何かという整理も必要である。

会長：折角、いい内容の答申はできあがったが、実際にこれを実行できるよう市民と行政と一緒に悩んで考えることが大切であり、まずは、職員の意識改革が必要であるが、市民も行政に任せ

ておけばいいということではなく意識改革が必要である。

本日で、本審議会に諮問された行政経営改革についての審議を終了する。

平成26年2月10日に会長、副会長において、市長に答申を行う。

4. その他

- ・答申 平成26年2月10日 予定

5. 閉 会